令和５年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

福井市 福祉部 福祉政策課

１　指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第５６条第１項の規定に基づき、関係法令、通知で定められた法人運営、事業経営に係る事項について、適正に行われているかどうかを明らかにし、必要な指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものです。

令和５年度は、以下の項目について、重点的に指導監査を実施しました。

(1) 平成２９年度の社会福祉法人制度改革で位置付けられた次の事項

ア　経営組織のガバナンス強化

イ　事業運営の透明性の確保

ウ　財務規律の強化

エ　地域における公益的な取組実施の責務

(2) 令和４年度の指導監査において指摘件数の多かった次の事項

ア　評議員、理事及び監事の就任の意思表示は確認されているか。

イ　定款及び経理規程が法令等に従い適切に作成されているか。

ウ　計算書類及び附属明細書の作成不足又は不備がないか。

エ　適正な勘定科目により会計処理を行っているか。

オ　現金及び小口現金の取扱いが適切に行われているか。

２　指導監査の実施状況及び結果

市が所管する５４法人（令和５年４月１日時点）のうち、１８法人に対して指導監査を実施しました。

(1) 文書指摘事項、口頭指摘事項及び助言の内容別件数（延べ件数）

項　　目	区　　分			
	文書指摘事項	口頭指摘事項	助言	計
（１）法人運営	0	14	6	20
①　定款	0	0	2	2
②　内部管理体制	0	0	0	0
③　評議員・評議員会	0	5	3	8
④　理事	0	1	0	1
⑤　監事	0	2	0	2
⑥　理事会の状況	0	6	1	7
⑦　会計監査人	0	0	0	0
⑧　役員等の報酬	0	0	0	0
（２）事業	0	5	1	6
①　社会福祉事業の実施状況	0	2	1	3
②　公益事業の実施状況	0	3	0	3
③　収益事業の実施状況	0	0	0	0
（３）管理	2	130	34	166
①　人事管理の状況	0	0	0	0

	② 資産管理の状況	0	2	2	4
	③ 会計管理の状況	2	110	32	144
	④ その他	0	18	0	18
合　計		2	149	41	192

３　主な指摘事項

(1) 法人運営

ア　評議員、理事及び監事について、就任承諾書等を徴するなど、就任の意思表示があったことを十分に確認すること。

イ　評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定めること。

ウ　理事長及び業務執行理事は、３ヵ月に１回以上（定款の定めにより、毎会計年度に４ヵ月を超える間隔で２回以上）理事会において自己の職務の執行の状況を報告し、また、当該報告をしたことの記録を残しておくこと。

エ　監事の監査報告書について、「監事の監査報告書の様式例について」を基に適切に作成すること。

オ　現況報告書について、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」を基に適切に作成すること。

(2) 会計経理

ア　経理規程について、「社会福祉法人モデル経理規程」及び各種法令、並びに法人の実態に沿ったものとなるよう、適切に作成すること。

イ　計算書類について、社会福祉法会計基準第一号第一様式から第三号第四様式を基に適切に作成すること。

ウ　附属明細書及び注記並びに財産目録について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」を基に適切に作成すること。

エ　使用する勘定科目について、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について「別添３　勘定科目説明」」を参考に、適切な科目を使用すること。

オ　内部取引については、適切に相殺消去すること。

カ　賞与引当金について、適切に計上すること。

キ　予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。

ク　現金収入について、小口現金に充当せず、経理規程に定める期間内に金融機関へ預け入れること。

ケ　随意契約に際し、適当な数の見積りを徴し比較すること。